

【三世代 交付対象簡易チェックリスト】

奨励金の交付対象者は、市内に居住する目的で三世代同居のために新築等を行った者で、次の①～⑨のいずれにも該当するものとします。

項目	✓
<p>①親又は子世帯のいずれかが継続して1年以上市内に居住し、かつ本市の住民基本台帳に登録がありますか？ ※親又は子世帯の両方とも登録があっても対象となりますが、1年以上同居をされている場合は対象外です。</p>	
<p>②令和2年4月1日以降から令和5年3月31日までの工事完了後の住宅に親又は子世帯のどちらか一方の居住の実態があり、かつ、3年以上居住する意思はありますか？ ※なお、既に三世代同居をしている世帯や、住所の移動がなく出生により三世代同居の状態となる世帯については対象となりません。</p>	
<p>③申請日及び申請後の毎年4月1日時点で、三世代同居をする世帯員全員が、本市において市税等の滞納がないですか？ ※申請者の世帯だけでなく、三世代同居をする世帯員全員に求められます。</p>	
<p>④申請日及び申請後の翌年度4月1日時点で、本市内において三世代同居をしていますか？ ※申請の翌年4月1日現在の「状況報告書」の提出をすること。</p>	
<p>⑤三世代同居をする世帯は、地域住民との親睦を図り、自治活動に参加するために、自治会に加入する意思はありますか？ ※自治会加入が必須条件となります。</p>	
<p>⑥三世代同居をする世帯員全員が、過去にこの奨励金の交付申請をしていない又は過去に同一の住宅についてこの奨励金の交付を受けていないこと。 <例> 【子世帯が市内に転入された場合】 ・子のそれぞれの親（離婚を含む）が既に市内に居住している場合は、いずれかの親との三世代同居の申請ができるのは、<u>一回限り</u>です。 【親が市内に転入された場合】 ・二つ以上の子世帯が既に市内に居住している場合は、いずれかの子世帯との三世代同居の申請ができるのは、<u>一回限り</u>です。 【帰郷応援住宅取得奨励金の申請をしていないこと】</p>	

<p>⑦新築等に係る工事請負契約金額又は売買契約金額（住宅の立地する土地代を含む。）が、30万円以上ですか？</p>	
<p>⑧住宅取得日に係る工事の竣工日は、三世帯同居を始めた日の前後4ヶ月以内であること。 ※前後4ヶ月を越した場合は対象となりませんので、計画的に本制度をご活用ください。令和3年度申請については、この限りとしなない。</p>	
<p>⑨次に掲げる経費は、対象経費外です。経費内に入っていないですか？</p> <p>①敷地造成及び門扉、塀その他の外構の工事に係る経費 ②家具及び家庭用電気機械機器の購入、設置などに係る経費 ③物置及び車庫の設置等に係る経費 ④本市内の公共事業の施行に伴う補償の対象となる工事に係る経費 ⑤本市の他の助成制度を活用した経費 ⑥その他市長が対象経費として適当でないと認めるものに係る経費</p>	

（言葉の定義）

- (1) 子世帯 18歳未満の者（母子健康手帳等で出生予定であることが確認できる者を含む。）及びその父母（いずれか一方である場合を含む。）で構成され、これらの者が居住している世帯をいう。
- (2) 子 子世帯の父又は母をいう。
- (3) 親 子の一親等の直系尊属をいう。
- (4) 同居 令和2年4月1日以降に、1棟の建物又は同一敷地内若しくは隣接敷地内にある2棟以上の建物に親及び子世帯が居住することをいう。
- (5) 三世帯同居 親及び子世帯が同居をすることをいう。
- (6) 住宅取得 自己の居住の用に供するため、海津市内に住宅を新築し、又は購入し（中古住宅の購入を含む。）、所有権保存登記等（中古住宅の場合においては、所有権移転登記を含む。以下同じ。）をすることをいう。ただし、住宅取得者三親等内の者から購入した住宅及び市内の公共事業による移転補償、損害賠償等の補填を受けて新築し、又は購入する住宅を除く。
- (7) 増改築 既存の住宅を増築すること、又は既存の住宅の一部を解体し、造り替えることをいう。
- (8) リフォーム 住宅の機能又は性能を維持し、又は向上させるため、住宅の一部の修繕、補修、模様替え、取換え等を行うことをいう。
- (9) 住宅取得日 所有権保存登記等又は建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条第4項及び第7条の2第4項の規定による検査を受けた日をいう。
- (10) 増改築又はリフォームに係る工事の竣工日 増改築又はリフォームに係る工事の対象経費の領収書の発行日をいう。